

身体障がい者(児)の方への福祉サービス

手帳申請（新規）	必 要 書 類						※65歳以上（又は、40～64歳までの特定疾病者）の方は、障がい福祉・介護保険制度の共通する在宅サービスについては、 原則として介護保険制度が優先 となります。			
	・交付申請書・診断書・写真(縦4cm×3cm)2枚									
福祉サービス	手帳の程度（級）						内 容	必 要 書 類	備 考	窓 口
	1	2	3	4	5	6				
重度心身障害者医療費	○	○	○				保険診療分の医療費を助成します。（保険外診療、食事療養費は支給対象外です） 平成27年1月1日以降に新規で手帳を取得した65歳以上の方は対象外となります。	・申請書 ・障害者手帳のコピー ・口座番号のわかるもの ・健康保険証	※償還払い （県外医療機関） ※現物給付 （県内医療機関） ただし21,000円/月額を超える場合は償還払い ※所得制限あり	福祉支援担当
在宅重度心身障害者手当	○	○	○				町内居住の障がい者（児）へ手当を支給します。 （特別障害者手当等の受給者・施設入所者を除く） 1・2級（月額 5,000円） 3級（月額 2,000円）	・申請書 ・障害者手帳のコピー ・口座番号のわかるもの	※3月・9月支給 ※所得制限あり（障がい者本人が住民税非課税である場合に支給）	福祉支援担当
特別障害者手当	▲						在宅の重度障がい者で、常に特別の介護を要する状態にある方へ手当が支給されます。（病院等に3か月以上入院している者・施設入所者を除く）	・認定請求書 ・世帯全体の住民票の写し ・年金証書 ・診断書 ・所得状況届 ・口座振替依頼書	29,590円/月額 ※所得制限あり （令和7年4月現在）	福祉支援担当
障害児福祉手当	▲	▲ 一部	▲:障害の状態により、判断されます。				在宅の重度障がい児（20歳未満の児童）へ手当が支給されます。 （施設入所者を除く）	・認定請求書 ・世帯全体の住民票の写し ・診断書 ・所得状況届 ・口座振替依頼書	16,100円/月額 ※所得制限あり （令和7年4月現在）	福祉支援担当
特別児童扶養手当	▲	▲								20歳未満の在宅の障がい児を育てている方(生計中心者)に対して手当が支給されます。 （施設入所者を除く）
障害基礎年金 障害厚生年金・障害手当金							年金加入中に病気や事故で一定の障がいのある状態となった場合年金、手当が受けられます。 ※障がいの状況、納付要件など条件があります	・診断書 ・病歴書 ・戸籍謄本 ・裁定証明書 ・所得証明書（20歳前の障がい）		日本年金機構 又は 住民課 年金担当
心身障害者扶養共済制度	○	○	○				加入者（保護者）が死亡・重度障がい状態になった時に障がい者に年金支給 1人2口まで加入可能 年金 1口 月額 20,000円 2口 月額 40,000円	・加入申込書 ・申込者告知書 ・障害証明書（手帳・年金証書等） ・年金管理者指定届 ・住民票（障がい者・申込者）	掛金1口月額9,300円～23,300円 ※加入者（保護者）の年齢が65歳未満であること	福祉支援担当

福祉サービス		手帳の程度（級）						内 容	必 要 書 類	備 考	窓 口
		1	2	3	4	5	6				
所得税の軽減		◎	◎	○	○	○	○	◎特別障害者控除 400,000円 ○障害者控除 270,000円	・ 障害者手帳 ※その他申告に必要な書類あり		春日部税務署 048-733-2111
町県民税の軽減		◎	◎	○	○	○	○	◎特別障害者控除 300,000円 ○障害者控除 260,000円	・ 障害者手帳 ※その他申告に必要な書類あり		税務課 町民税担当
相続税の軽減		◎	◎	○	○	○	○		・ 障害者手帳 ※その他申告に必要な書類あり		春日部税務署 048-733-2111
自動車税・軽自動車税の軽減	視覚	○	○	○	○ 一部			主に障がい者の通院・通学・通所又は、生業のために使用する車を障がい者1人につき1台減免（軽自動車含む）できます。 要件：本人、生計同一の方、介護者運転で、県内に居住されている場合のみ ※自動車税については上限額あり	運転免許証・車検証・手帳・納税通知書など ※障害者と納税義務者が別居の場合上記以外に同一生計であることが分かる書類 ※運転者が常時介護者（同一生計以外）、ただし納税義務者が障害者の場合は上記以外に住民票・誓約書	<u>自動車税（普通自動車）</u> ・春日部県税事務所 048-737-2842 （春日部地方庁舎2F） ・埼玉県自動車税事務所春日部支所 048-763-4111 <u>軽自動車税</u> ・宮代町 税務課 町民税担当 0480-34-1111（内線232） ＊5月1日～31日までに お手続きをお願いします	
	聴覚		○	○							
	平衡			○							
	音・言			○							
	上肢	○	○	上限額出のみ							
	体幹	○	○	○		○					
	下肢	○	○	○	○	○	○				
	心臓	○		○							
	呼吸	○		○							
	腎臓	○		○							
	膀胱直腸	○		○							
	小腸	○		○							
	免疫	○	○	○							
	肝臓	○	○	○							
福祉タクシー利用料金・自動車燃料費補助		○	○	○	▲ 下肢			（福祉タクシー券） 埼玉県内のタクシーを利用した場合、初乗り料金相当額を助成します。年間36枚支給 （自動車燃料費補助券） 障がい者または介助者の方が使用する車の燃料（ガソリン）費を助成します。年間12枚 1枚600円 ※どちらかを選択、または併用（規定の組合せから選択）	・福祉タクシー利用券/自動車燃料費補助券交付申請書 ・車検証（自動車燃料費補助券の場合） ・障害者手帳	（福祉タクシー） 県内ほとんどのタクシー会社で対応可 （燃料費補助券） 町内2箇所のガソリンスタンドで利用可 ・ENEOS(株)金子物産 宮代町中央3-2-26 ・ENEOS(株)入の店 宮代町東78	福祉支援担当
タクシー料金割引制度		○	○	○	○	○	○	乗車時に身体障害者手帳を提示することにより割引が受けられます。（10%割引）	・障害者手帳	（割引率） 10%	各タクシー事業者

福祉サービス	手帳の程度（級）						内 容	必 要 書 類	備 考	窓 口
	1	2	3	4	5	6				
有料道路通行料金 割引制度	○	○	○	○	○	○	（障がい者本人が運転する場合） 身体障害者手帳所持者が割引対象 （介護者が運転する場合） 第一種身体障害者手帳所持者が割引対象 ※ETC利用の場合…1台自動車登録が必要 ETC利用なし…自動車登録は不要 （申請は必要です）	・障害者手帳 ・運転免許証 ・車検証 ・ETCカード※ ・ETC車載器セットアップ申込書・証明書※ 上記※2点は、ETC割引を利用する場合必要	（割引率）50% ※他の割引との重複割引は受けられません。	福祉支援担当
NHK放送受信料の減免	△ ▲ □	△ ▲ □	△ □	△ □	△ □	△ □	△全額免除—障がい者の世帯で世帯全員が非課税 ▲半額免除—世帯主が1級・2級障がい者で受信契約者 □半額免除—世帯主が視覚・聴覚障がい者で受信契約者	・障害者手帳 ・印鑑 ・契約済みの場合は、お客様番号のわかる資料（領収書、請求書等）		福祉支援担当 NHK各営業所
補装具費の支給	○	○	○	○	○	○	失われた身体機能を補完・代替して、日常生活を容易にするために必要な補装具の購入又は修理に要した費用について、補装具費の支給を行います。 ※原則として購入費用の1割の自己負担が必要。所得に応じて負担の上限額あり。一定以上所得の場合は支給対象外。	・補装具費支給申請書 ・見積書 ※種目により、埼玉県総合リハビリテーションセンターでの判定、または医師の意見書が必要。 ※購入前にご相談ください。	（対象種目） 義肢・装具・車いす・歩行器・電装車いす・補聴器・義眼・眼鏡・白杖・歩行補助つえ等	福祉支援担当
日常生活用具の給付	○	○	○	○	○	○	重度の障がい者（児）に対し、日常生活を容易にするために必要な日常生活用具の購入に要した費用について、日常生活用具費の支給を行います。 ※原則として購入費用の1割の自己負担が必要。所得に応じて負担の上限額あり。一定以上所得の場合は支給対象外。	・日常生活用具費支給申請書 ・見積書 ・用具のパンフレット（写）等 ※購入前にご相談ください。	（対象種目） 特殊寝台 特殊マット シャワーチェア 拡大読書器 等	福祉支援担当
居宅改善整備費補助	▲	▲	▲				▲…下肢または体幹に障がいのある方 障がいに合わせたものへ居宅を改造する際、費用の一部を補助します。 ・新築、増築は対象外	・申請書 ・経費見積書及び実施計画書 ・写真 等 ※工事前に申請が必要です	補助金額 360,000円を限度	福祉支援担当
紙おむつ購入費支給事業	○	○	○	○	○	○	在宅の常時紙おむつを必要とする満3歳以上の障がい者（児）に対し、紙おむつの購入費を支給します。 ※高齢者等介護用品支給事業で紙おむつの受給資格を持っている方は対象外。 支給額 1月あたり 5,000円 支給対象 紙おむつ、尿とりパッド	・紙おむつ購入費請求書（購入月ごと） ・紙おむつ、尿とりパッドの領収書 ・口座番号のわかるもの	請求書は購入した年度の末日（3月31日）までに提出してください。 年度を越えての支給はできません。	福祉支援担当
居宅介護 （ホームヘルプサービス）	○	○	○	○	○	○	日常生活を営むのに支障のある在宅の障がい者（児）の家庭をホームヘルパーが訪問し、家事、介護等のサービスを行います。	・介護給付費・訓練等給付費支給申請書等 ・障害者手帳 ※必要に応じてその他書類あり	自己負担あり （原則1割負担） ※所得に応じて月額上限あり	福祉支援担当
短期入所事業 （ショートステイ）	○	○	○	○	○	○	保護者または家族が病気、出産、事故または私的理由などにより、一時的に障がい者（児）を介助できなくなった場合などに、施設・病院に保護します。	・介護給付費・訓練等給付費支給申請書等 ・障害者手帳 ※必要に応じてその他書類あり	自己負担あり （原則1割負担） ※所得に応じて月額上限あり	福祉支援担当

福祉サービス	手帳の程度（級）						内 容	必 要 書 類	備 考	窓 口
	1	2	3	4	5	6				
障害児通所支援事業	○	○	○	○	○	○	障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団への適応訓練等を行います。	・介護給付費/訓練等給付費支給申請書等 ・障害者手帳 ※必要に応じてその他書類あり	自己負担あり (原則1割負担) ※所得に応じて月額上限あり	福祉支援担当
相談支援事業	○	○	○	○	○	○	障がいを持つ方の就職活動や働き続けるためのサポートや福祉サービスの利用援助や支援、ピアカウンセリング等の相談及び情報提供を行います。	○仕事に関する相談 久喜市障がい者就労支援センター 0480-21-3400 ○生活に関する相談 埼玉葛北障害者生活支援センターたいよう(主に身体と知的の相談) 0480-48-7731 埼玉葛北障害者生活支援センターふれんだむ(主に精神の相談) 0480-36-2600 埼玉葛北障害者生活支援センターひらの(主に知的の相談) 0480-48-2113 ※事前にお電話で予約いただけるとスムーズです。		
生活サポート事業	○	○	○	○	○	○	障がい者（児）の生活に合わせ、登録された民間団体が障がい者（児）の一時預かり、介護人の派遣、送迎、外出援助などの介護サービスを行います。（利用にあたっては、宮代町に事前登録が必要）	・生活サポート利用登録申請書 ・障害者手帳	自己負担あり	福祉支援担当
移動支援事業	△	△	△	△	△	△	△…視覚障がい1級から6級の方 ▲…全身性障がい者（肢体不自由）1級の方 登録された事業者が、1人では外出が困難な障がい者（児）に対して外出の支援を行います。（利用にあたっては、宮代町に事前登録が必要です）	・移動支援事業利用申請書 ・障害者手帳	自己負担あり (原則1割負担) ※所得に応じて月額上限あり	福祉支援担当
	▲									
日中一時支援事業	○	○	○	○	○	○	家族または介助者が疾病、就労その他の理由により、一時的に障がい者（児）の見守りが必要な場合、登録事業所において日中における活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等の支援します。（利用にあたっては、宮代町に事前登録が必要です）	・日中一時支援事業利用申請書 ・障害者手帳	自己負担あり (原則1割負担) ※所得に応じて月額上限あり	福祉支援担当
訪問入浴サービス	○	○	○	○	○	○	在宅での入浴が困難な障がい者（児）の方に、訪問により居宅での入浴サービス、または搬送により施設での入浴サービスを提供します。	・入浴サービス利用申請書 ・障害者手帳 ・医師の意見書	1ヶ月4回まで (7月～9月は6回まで) ※回数に応じて自己負担あり	福祉支援担当
自立支援医療 (更生医療)	○	○	○	○	○	○	18歳以上の身障者で、障がいを除去・軽減して、日常生活を容易にすることを目的としています。（原則1割負担。世帯の町民税所得割額に応じて上限額あり） ※身体障害者福祉法19条の指定医療機関に限る。	・自立支援医療（更生医療）申請書 ・医学的意見書、医療費概算書 ・心電図（心臓手術の場合） など	(例)人工血液透・ペースメーカー植込術・人工弁置換術・人工関節置換術等	福祉支援担当
自立支援医療 (育成医療)							18歳未満の障害のある児童で、障がいを除去・軽減して、日常生活を容易にすることを目的としています。（原則1割負担。世帯の町民税所得割額に応じて上限額あり） ※身体障害者福祉法19条の指定医療機関に限る。 ※身体障害者手帳の有無は問いません。	・自立支援医療（育成医療）申請書 ・医学的意見書 ・保険証 など	(例)内反足 口唇裂 外斜視等	福祉支援担当

福祉サービス		手帳の程度（級）						内 容	必 要 書 類	備 考	窓 口
		1	2	3	4	5	6				
意思疎通支援事業 （手話通訳者・要約筆記者 派遣事業）		○	○	○	○	○	○	聴覚または音声・言語機能に障がいのある方 冠婚葬祭、学校行事、公官庁での手続きなど手話通訳・要約筆記が必要な場合、手話通訳者、要約筆記者を派遣します。	※申し込みは福祉支援担当へ 【委託先】 埼玉聴覚障害者情報センター 電 話 048-814-3353 F A X 048-814-3354	無料	福祉支援担当
F A X 1 1 9 N E T 1 1 9		○	○	○	○	○	○	聴覚または音声・言語機能に障がいのある方が F A Xや携帯電話のインターネット機能を使って、 埼玉東部消防組合へ緊急時の通報をするものです。	・障害者手帳 ・印鑑 ・登録するメールアドレス ※申請書等は埼玉東部消防組合消防局のホームページよりダウンロードできます。		埼玉東部 消防組合 消防局
1 1 0 アプリシステム		○	○	○	○	○	○	聴覚に障がいがある方など、音声による110番が困難な方がスマートフォンなどを利用して文字や画像で警察へ通報可能なシステムです。	専用アプリをダウンロードし、氏名・電話番号・パスワード等を事前に登録。 ※アプリのダウンロード方法は警視庁のホームページをご覧ください。		警視庁
避難行動 要支援者名簿	視覚	○	○					地震や風水害の災害時、自力では避難できず第三者の助けを必要とする方を地域で助ける仕組みです。 避難行動要支援者名簿に登録された方は、本人の同意のもと、自主防災組織などの関係者へ情報提供し、個別避難支援計画を作成することで、災害時の安否確認などの支援を行います。 ※施設入所、入院している方を除く	・障害者手帳 ・避難行動要支援者支援制度情報提供同意書		福祉支援担当 健康介護課 高齢者支援担当
	聴覚		○								
	上肢	○	○								
	下肢	○	○								
	体幹	○	○	○							
NTT番号案内104の 無料案内		視覚	○	○	○	○	○	視覚・聴覚・上肢などの不自由な方、知的障がい及び精神障がいのある方を対象に、番号案内料を無料とする「ふれあい案内」を提供しています。104番を利用する際、あらかじめ登録した電話番号と暗証番号を申し出ることにより無料となります。 ▲肢体不自由一上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい1、2級	・障害者手帳 ・申込書 ※電話番号と暗証番号の登録が必要です。	無料 （事前に届出が必要です）	NTT各営業所
		肢体	▲	▲							
		聴覚		○	○	○	○				
		音声・言語			○	○					
自動車運転免許取得費の補助		○	○	○	○	○	○	運転免許取得に要する経費の一部を補助します。 埼玉県運転免許センター（鴻巣市）において適性検査が必要です。	・障害者自動車運転免許取得費補助対象者認定申請書 ・運転免許取得計画書 ・教習所パンフレット など ※申込前にご相談ください。	補助金額 120,000円まで (2/3)	福祉支援担当

福祉サービス	手帳の程度（級）						内 容	必 要 書 類	備 考	窓 口
	1	2	3	4	5	6				
自動車改造費の補助	○	○	○	○	○	○	障がい者本人が就労等のために自動車を運転する必要がある場合、自動車の操行装置等一部を改造するための費用を助成します。	・身体障害者自動車改造費補助金交付申請書 ・事業計画書 ・見積書 ・改造写真など ※改造前にご相談ください。	補助金額 100,000円まで *所得制限あり	福祉支援担当
公共施設の減免	○	○	○	○	○	○	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方は使用料が免除となります。 対象施設：町内循環バス、コミュニティセンター進修館、新しい村、はらっパーク宮代、公民館、宮代町総合運動公園、宮代町立図書館、和戸駅・姫宮駅西口駐輪場	・障害者手帳の提示（障害者手帳に代えてミライロIDの提示でも免除となります。） 【詳しくはホームページで】 https://mirairo-id.jp/place/miyashiro-town/	駐輪場の免除を受けるには、申し込みが必要です。	各施設窓口
電車の運賃割引	○	○	○	○	○	○	手帳所持者への運賃割引があります。 第一種：5割（本人及びその介護者、但し本人単独で乗車の場合は片道100kmを超える時のみ） 第二種：5割（本人 片道100kmを超える時のみ） ※12歳未満の障がい児の割引及び障がい者の割引の内容は会社により異なりますので、詳しくは各鉄道会社にお問合せください。	・障害者手帳提示のみ		J R ・ 各鉄道会社窓口
バスの運賃割引	○	○	○	○	○	○	手帳所持者への運賃割引があります。 （電車の運賃割引と同内容） 県内バス—東武・西武・国際興業・秩父鉄道	・障害者手帳提示のみ		各バス会社
国内航空運賃の割引制度	○	○	○	○	○	○	（満12歳以上の第一種の身体障害者手帳所持者） 身体障がい者本人及び本人と同乗する介護者1名 （満12歳以上の第二種の身体障害者手帳所持者） 身体障がい者本人に対して割引が受けられます。	各航空会社にお問い合わせください。		各航空会社
フェリー運賃の割引	○	○	○	○	○	○	乗車時に手帳を提示することにより割引が受けられることがあります。 ※割引の内容や対象範囲等については、各社により異なりますので、詳しくは各フェリー会社にお問合せください。	各フェリー会社にお問い合わせください。		各フェリー会社
携帯電話の料金割引制度	○	○	○	○	○	○	通話料金等の割引（本人契約のみ） ※割引の内容は事業者により異なりますので、詳しくは各携帯電話事業者にお問合せください。	各取扱店にお問い合わせください。		取扱店
青い鳥郵便葉書の無償配布	○	○					郵便事業株式会社が、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に通常郵便葉書を入れて無料で配布。配布枚数は1人につき20枚です。郵便局などで手帳を提示して申し込む方法と、郵送での申出方法があります。	・障害者手帳		郵便局又は日本郵便株式会社の各支店（簡易郵便局を除く）

福祉サービス		手帳の程度（級）						内 容	必 要 書 類	備 考	窓 口	
		1	2	3	4	5	6					
埼玉県思いやり駐車場制度	視覚	○	○	○	○			障がいのある方や要介護高齢者、妊産婦の方など歩行が困難な方や配慮が必要な方の駐車区画について、利用者の範囲を定め、利用証を交付することで、駐車区画の適正利用を推進するものです。 交付基準に該当する方に利用証を交付します。 ※運転免許証を有していることは、要件ではありません。	・埼玉県思いやり駐車場制度利用証交付申請書 ・障害者手帳 (住所、氏名、生年月日、交付基準に該当することが確認できるもの) ※代理人が申請する場合 運転免許証、マイナンバーカードなど（代理人の本人確認書類）も必要です。		福祉支援担当 宮代町保健センター	
	聴覚		○	○								
	平衡			○		○						
	音・言											
	上肢	○	○									
	体幹	○	○	○		○						
	下肢	○	○	○	○	○	○					
	脳病性運動機能障害	上肢	○	○								
		移動	○	○	○	○	○					○
	心臓	○		○	○							
	呼吸	○		○	○							
	腎臓	○		○	○							
	膀胱直腸	○		○	○							
	小腸	○		○	○							
	免疫	○	○	○	○							
肝臓	○	○	○	○								
身体障害者相談員		地域の身近な存在として身体に障がいのある方、またその家族に対して様々な相談支援活動を行い、必要な援助・助言を行います。 高橋 久美子 宮代町和戸1107 電話 32-2478 松浦 さち代 宮代町中島142-5 電話 33-6157										